二　学校教育法による高等学校若しくは旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校において電気、物理若しくは機械に関する学科を修めて卒業した者又は電気事業法第四十四条第一項第三号の第三種電気主任技術者免状の交付を受けている者（同法附則第四項の規定により第三種電気主任技術者免状の交付を受けている者とみなされたものを含む。）であって、電気計器の試験の実務に二年以上従事した者

三　［略］

備考　表中の［　］は注記である。

（電気関係報告規則の一部改正）

第四条　電気関係報告規則（昭和四十年通商産業省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後				
（定義）				
第一条　［略］				
2　［略］				
一～三　［略］				
四　「主要電気工作物」とは、小出力発電設備に属するもの（太陽電池発電設備に属するもの（太陽電池（出力十キロワット以上のものに限る。）、変圧器、負荷時電圧調整器、負荷時電圧位相調整器、調相機、電力用コンデンサー、分路リアクトル、限流リアクトル、周波数変換機器、整流機器、遮断器及び逆変換装置（容量十キロボルトアンペア以上のものに限る。））及び風力発電設備に属するもの（風力機関、発電機、変圧器、負荷時電圧調整器、負荷時電圧位相調整器、調相機、電力用コンデンサー、分路リアクトル、限流リアクトル、周波数変換機器、整流機器、遮断器及び逆変換装置）に限る。）及び施行規則別表第三の電気工作物の種類の欄に掲げる電気工作物のうち次に掲げるものをいう。				
イ～チ　［略］				
五～十三　［略］				
（定期報告）				
第二条　次の表の報告対象者の欄に掲げる者は、それぞれ同表の報告書名の欄に掲げる報告書を、それぞれ同表の様式番号及び報告期限の欄に掲げるところに従い、同表の報告先の欄に掲げる者に提出しなければならない。				
報告書名	報告対象者	様式番号	報告期限	報告先
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
二　設備資金報	一般送配電事業者、送電事業者、特定送配電事業者及び発電事業者	様式第三	毎事業年度の最終月の末日から三月（法第三十八条第三項第一	経済産業大臣

改正前				
（定義）				
第一条　［略］				
2　［略］				
一～三　［略］				
四　「主要電気工作物」とは、施行規則別表第三の電気工作物の種類の欄に掲げる電気工作物のうち、次に掲げるものをいう。				
イ～チ　［略］				
五～十三　［略］				
（定期報告）				
第二条　次の表の報告対象者の欄に掲げる者は、それぞれ同表の報告書名の欄に掲げる報告書を、それぞれ同表の様式番号及び報告期限の欄に掲げるところに従い、同表の報告先の欄に掲げる者に提出しなければならない。				
報告書名	報告対象者	様式番号	報告期限	報告先
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
二　設備資金報	一般送配電事業者、送電事業者、特定送配電事業者及び発電事業者	様式第三	毎事業年度の最終月の末日から三月（法第三十八条第四項第一	経済産業大臣